

根室市障がい者計画

【令和6年度～令和11年度】

令和6年2月

根 室 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

| | | |
|----|--------------|---|
| 第1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2 | 計画の位置づけと計画期間 | 2 |
| 第3 | 計画における主要施策 | 3 |
| 第4 | 計画の対象 | 3 |

第2章 障がいのある人の状況

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 第1 | 障がい者全体 | 4 |
| 第2 | 身体障がい | 5 |
| 1. | 障がい種類別の状況 | 5 |
| 2. | 等級別の状況 | 6 |
| 第3 | 知的障がい | 6 |
| 第4 | 精神障がい | 7 |
| | 【発達障がい】 | 7 |
| | 【高次脳機能障がい】 | 7 |
| 第5 | 難病等 | 8 |
| 第6 | 医療的ケア児等 | 8 |
| 第7 | アンケート調査結果からの現状 | 9 |
| | 【回答者の属性】 | 10 |
| | 【暮らしの状況】 | 13 |
| | 【地域生活の状況】 | 18 |
| | 【障がいへの理解・権利擁護】 | 19 |
| | 【雇用・就労】 | 22 |
| | 【相談支援】 | 24 |
| | 【障害福祉サービス等の利用】 | 25 |
| | 【障がいのある子どもの状況(回答対象:18歳未満)】 | 28 |
| | 【災害時の避難等】 | 30 |

第3章 施策の方向性と目標

| | | |
|----|---------------------|----|
| 第1 | 早期療育と障害福祉サービスの充実 | 31 |
| 1. | 障がいの原因となる疾病等の予防 | 31 |
| 2. | 障がいの早期発見と早期支援 | 32 |
| 3. | 障がい児支援の充実と福祉・教育との連携 | 33 |
| 4. | 医療的ケア児等への支援 | 34 |
| 5. | 障がいの軽減、補完、治療等 | 35 |

| | |
|------------------------|----|
| 6. 障害福祉サービスの提供体制と事業者支援 | 36 |
| 7. 日常生活支援 | 37 |
| 第2 相談支援体制の充実と情報提供 | 39 |
| 1. 相談支援体制の充実 | 39 |
| 2. 情報提供のあり方 | 40 |
| 第3 就労支援と社会参加の促進 | 41 |
| 1. 就労支援 | 41 |
| 2. 社会参加の促進 | 42 |
| 第4 地域で支える基盤づくり | 43 |
| 1. 権利擁護と障がいに対する理解促進 | 43 |
| 2. 地域における支援体制づくり | 44 |
| 第5 安心して暮らせる生活環境づくり | 45 |
| 1. 住環境の整備等 | 45 |
| 2. 災害時における避難支援対策 | 46 |

第4章 計画の推進等

| | |
|--------------|----|
| 第1 計画推進にあたって | 47 |
| 第2 計画の推進管理 | 47 |

～「障がい」・「障害」の表記について～
本計画では、法令・制度や名称等の一部を除き、原則として「障がい」の表記を採用しています。

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

本市では、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の国際障害者年を契機として、障がいのある人もない人も等しく生活し、活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション[※]」理念のもと、関係団体との連携を図りながら、すべての人が思いやりをもち、助け合いながら生活できる社会づくりを目指して様々な施策を進めてきました。

平成18年に施行された障害者自立支援法では、身体・知的・精神の障がいを持つ人への支援の一元化とサービス体系の再編により、現行の福祉サービスの基盤が整備され、さらに、平成25年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)では、「制度の谷間のない支援の提供」を目的に、新たに難病患者等が支援対象となったほか、新たな地域生活の展開を図るため、これまで各種サービスの創設をはじめとする改正が行われ、障がいのある人や難病患者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境整備が進められています。

また、令和3年9月の「医療的ケア児[※]及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「医療的ケア児支援法」)の施行により、医療、保健、福祉、教育等の分野が連携し、医療的ケア児及びその家族に対する日常生活及び社会生活を地域支える取組が求められています。

このほか、障がいのある人の権利擁護を目的に、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)が施行されましたが、令和4年公布の改正法において、これまで任意とされていた「事業者による合理的配慮の提供」が義務化され、令和6年4月から施行される予定です。

障がいのある人に関わる様々な制度や社会情勢が絶えず変化する中、障がいの早期発見、療育、教育、職業訓練、雇用、在宅生活、権利擁護など、障がいのある人の自立を支援する取組や、子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、全ての人々が地域において自立した生活が営めるよう、地域住民と共に支える地域共生社会の実現に向けた取組などが求められており、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

※ノーマライゼーション：障がいのある人等が人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備実現を目指す考え方

※医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

第2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定するもので、国の障害者基本計画及び北海道の第1期ほっかいどう障がい福祉プランを基本とするとともに、「第9期及び第10期根室市総合計画」をはじめとする、本市の策定する各種計画との整合性を図ります。

また、本計画の期間については、これまで根室市障がい福祉計画・根室市障がい児福祉計画との整合性を図るため、3年間としてきたところですが、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間が「3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能」とされたこと、また、北海道における「北海道障がい者基本計画」及び「北海道障がい福祉計画」(以下、「道計画」)が統合され、6年間の計画期間となったことを踏まえ、本計画の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-----|------------------------------|------------------------------|----|---------------------|-------------------------------------|----|----|-------------------------------|-----|-----|
| 国 | 障害者基本計画(第4次)(H30~R4) | | | 障害者基本計画(第5次)(R5~R9) | | | | | | |
| | | | | 国指針 | | | | | | |
| 北海道 | 第2期北海道障がい者基本計画(H25~R4) | | | (1年延長) | 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン (基本計画と福祉計画を統合) | | | | | |
| | 北海道障がい福祉計画(6期) | | | | | | | | | |
| | 北海道障害児福祉計画(第1期) | 北海道障がい児福祉計画(2期) | | | | | | | | |
| 根室市 | 第9期根室市総合計画(H27~R6) | | | | 第10期根室市総合計画(R7~R16) | | | | | |
| | 根室市障がい者計画(H30~R2) | 根室市障がい者計画(R3~R5) | | | 根室市障がい者計画(R6~R11) | | | | | |
| | 根室市障がい福祉計画(5期) | 根室市障がい福祉計画(6期) | | | 根室市障がい福祉計画(7期) | | | | | |
| | 根室市障がい児福祉計画(1期) | 根室市障がい児福祉計画(2期) | | | 根室市障がい児福祉計画(3期) | | | | | |
| | 根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(7期) | 根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(8期) | | | 根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(9期) | | | 根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(10期) | | |
| | 第2期根室市子ども子育て支援事業計画(R2~R6) | | | | 第3期根室市子ども子育て支援事業計画(R7~R11) | | | | | |

第3 計画における主要施策

本計画は、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいのある人の自立した生活や社会参加への支援に努めること、また、障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じた福祉サービスを利用できる体制の整備・充実を図ることを基本として、次の5項目を主要施策とします。

1. 早期療育と障害福祉サービスの充実

各種健診事業等を通して、障がいの早期発見に努め、早期支援につなげるとともに、関係機関等と連携し、障害福祉サービスとその提供体制の充実を図ります。

2. 相談支援体制の充実と情報提供

障がいのある人及びその家族等の多様化するニーズや相談に対応できるよう、相談・支援体制を充実するとともに、障害福祉サービスに関する情報提供に努めます。

3. 就労支援と社会参加の促進

障がいのある人の就労を支援するとともに、文化・スポーツなどの社会参加活動を促進します。

4. 地域で支える基盤づくり

障がいのある人の権利擁護と障がいに対する理解を深めるとともに、地域での日常生活を支えるため、地域福祉活動やボランティア活動を推進します。

5. 安心して暮らせる生活環境づくり

施設・歩行空間・情報等のバリアフリー化の促進による生活環境の改善と、災害時における通報・連絡・避難体制等の整備に努めます。

第4 計画の対象

本計画における「障がい」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい(政令で定める難病などによる障がいを含む)」を対象とし、「障がい者(障がいのある人)」とは、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を対象とします。

なお、社会的障壁とは、「障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を示します。

注)各表内の割合を示す数値は、全て百分率(%)で表し、小数点以下第二位を四捨五入していますので、合計値が100とならない場合があります。

第2章 障がいのある人の状況

第1 障がい者全体

令和5年3月末現在の本市の人口は23,140人で、各障がい者手帳所持者数(1,658人)の占める割合は、総人口の7.2%にあたります。

本市の各障がい者手帳所持者数は、令和3年の1,709人に対し、令和5年では1,658人と減少傾向にあります。市内の人口減により、総人口に占める割合は、令和5年では7.2%と、令和3年の6.9%から上昇しています。

身体障害者手帳[※]所持者数は、過去3年間で減少傾向にあります。療育手帳[※]及び精神障害者保健福祉手帳[※]所持者数は微増傾向にあります。

令和5年3月末現在の各障がい者手帳所持者数のうち、身体障害者手帳所持者数は全体の73.6%、療育手帳所持者数は17.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は9.3%を占めています。

■各障がい者手帳所持者数の推移(各年3末日現在) 〔単位:人(%)〕

| 区分 | 令和3年 | 令和4年 | | 令和5年 | |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| | | | 前年比 | | 前年比 |
| 総人口 | 24,594 | 23,829 | ▲765 | 23,140 | ▲689 |
| 各障がい者手帳所持者合計 (総人口に対する割合(%)) | 1,709 (6.9) | 1,685 (7.1) | ▲24 (0.2) | 1,658 (7.2) | ▲27 (0.1) |
| 身体障害者手帳所持者 (手帳所持者合計に対する割合(%)) | 1,279 (74.8) | 1,244 (73.8) | ▲35 (▲1.0) | 1,220 (73.6) | ▲24 (▲0.2) |
| 18歳未満 | 13 | 11 | ▲2 | 9 | ▲2 |
| 18歳以上 | 1,266 | 1,233 | ▲33 | 1,211 | ▲22 |
| 療育手帳所持者 (手帳所持者合計に対する割合(%)) | 280 (16.4) | 285 (16.9) | 5 (0.5) | 284 (17.1) | ▲1 (0.2) |
| 18歳未満 | 67 | 62 | ▲5 | 62 | ±0 |
| 18歳以上 | 213 | 223 | 10 | 222 | ▲1 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 (手帳所持者合計に対する割合(%)) | 150 (8.8) | 156 (9.3) | 6 (0.5) | 154 (9.3) | ▲2 (±0.0) |
| 18歳未満 | 0 | 0 | ±0 | 0 | ±0 |
| 18歳以上 | 150 | 156 | 6 | 154 | ▲2 |

※身体障害者手帳：身体障害者福祉法に規定する一定の障がいのある人に交付される手帳で、障がいの重い順に1級から6級となる。

※療育手帳：知能指数や日常生活動作などを総合的に判断して認定され、障がい程度により、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）となる。

※精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神に障がいのある人に交付する手帳で、障がいの重い順に1級、2級、3級となる。

第2 身体障がい

1. 障がい種類別の状況

障がい種類別では、肢体不自由障がいの割合が最も多く、令和5年3月末現在で全体の53.9%を占めており、次いで内部障がいのが33.6%を占めています。

内部障がいのうち、最も割合が多いのは心臓機能障がいで、各年とも内部障がいの半数以上を占めています。

身体障害者手帳所持者の総数は減少傾向にあります。その大部分は肢体不自由障がいと内部障がいで占められており、その他の障害は概ね横ばいです。

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数(各年3月末日現在)

[単位:人・%]

| 区 分 | 単 位 | 令和3年 | 令和4年 | | 令和5年 | |
|---------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 前年比 | | 前年比 |
| 視覚障がい | 人 | 66 | 64 | ▲2 | 65 | 1 |
| 聴覚・平衡機能障がい | | 71 | 65 | ▲6 | 70 | 5 |
| 音声・言語・そしゃく障がい | | 19 | 16 | ▲3 | 17 | 1 |
| 肢体不自由障がい | | 702 | 683 | ▲19 | 658 | ▲25 |
| 内部障がい | | 421 | 416 | ▲5 | 410 | ▲6 |
| 心臓 | | (265) | (273) | (8) | (262) | (▲11) |
| じん臓 | | (77) | (68) | (▲9) | (70) | (2) |
| 呼吸器 | | (23) | (18) | (▲5) | (18) | (±0) |
| ぼうこう・直腸 | | (51) | (52) | (1) | (55) | (3) |
| その他(小腸等) | | (5) | (5) | (±0) | (5) | (±0) |
| 合計 | | 1,279 | 1,244 | ▲35 | 1,220 | ▲24 |
| 視覚障がい | % | 5.2 | 5.1 | ▲0.1 | 5.3 | 0.2 |
| 聴覚・平衡機能障がい | | 5.6 | 5.2 | ▲0.4 | 5.7 | 0.5 |
| 音声・言語・そしゃく障がい | | 1.5 | 1.3 | ▲0.2 | 1.4 | 0.1 |
| 肢体不自由障がい | | 54.9 | 54.9 | ±0.0 | 53.9 | ▲1.0 |
| 内部障がい | | 32.9 | 33.4 | 0.5 | 33.6 | 0.2 |
| 心臓 | | (20.7) | (21.9) | (1.2) | (21.5) | (▲0.4) |
| じん臓 | | (6.0) | (5.5) | (▲0.5) | (5.7) | (0.2) |
| 呼吸器 | | (1.8) | (1.4) | (▲0.4) | (1.5) | (0.1) |
| ぼうこう・直腸 | | (4.0) | (4.2) | (0.2) | (4.5) | (0.3) |
| その他(小腸等) | | (0.4) | (0.4) | (±0.0) | (0.4) | (±0.0) |
| 合計 | | 100.1 | 99.9 | — | 99.9 | — |

※()内は、「内部障がい」の障がい部位別内訳

第2章 障がいのある人の状況

2. 等級別の状況

等級別では1級の割合が最も多く、令和5年3月末現在では全体の33.9%を占めており、次いで4級が24.8%を占めています。

■等級別身体障害者手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

| 区 分 | 単位 | 令和3年 | 令和4年 | | 令和5年 | |
|-----|----|-------|-------|------|-------|------|
| | | | | 前年比 | | 前年比 |
| 1級 | 人 | 437 | 436 | ▲1 | 414 | ▲22 |
| 2級 | | 178 | 176 | ▲2 | 171 | ▲5 |
| 3級 | | 187 | 171 | ▲16 | 173 | 2 |
| 4級 | | 312 | 300 | ▲12 | 302 | 2 |
| 5級 | | 87 | 88 | 1 | 90 | 2 |
| 6級 | | 78 | 73 | ▲5 | 70 | ▲3 |
| 合計 | | 1,279 | 1,244 | ▲35 | 1,220 | ▲24 |
| 1級 | % | 34.2 | 35.0 | 0.8 | 33.9 | ▲1.1 |
| 2級 | | 13.9 | 14.1 | 0.2 | 14.0 | ▲0.1 |
| 3級 | | 14.6 | 13.7 | ▲0.9 | 14.2 | 0.5 |
| 4級 | | 24.4 | 24.1 | ▲0.3 | 24.8 | 0.7 |
| 5級 | | 6.8 | 7.1 | 0.3 | 7.4 | 0.3 |
| 6級 | | 6.1 | 5.9 | ▲0.2 | 5.7 | ▲0.2 |
| 合計 | | 100.0 | 99.9 | — | 100.0 | — |

第3 知的障がい

令和5年3月末現在の療育手帳所持者は284人で、そのうち障がい程度A判定が34.9%、B判定が65.1%を占めています。

■療育手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

| 区 分 | 単位 | 令和3年 | 令和4年 | | 令和5年 | |
|-----|----|------|-------|------|-------|------|
| | | | | 前年比 | | 前年比 |
| A判定 | 人 | 101 | 100 | ▲1 | 99 | ▲1 |
| B判定 | | 179 | 185 | 6 | 185 | ±0 |
| 合計 | | 280 | 285 | 5 | 284 | ▲1 |
| A判定 | % | 36.0 | 35.1 | ▲0.9 | 34.9 | ▲0.2 |
| B判定 | | 63.9 | 64.9 | 1.0 | 65.1 | 0.2 |
| 合計 | | 99.9 | 100.0 | — | 100.0 | — |

第4 精神障がい

令和5年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は154人で、等級別で見ると2級の割合が最も多く、全体の47.4%を占めています。

また、令和5年3月末現在の自立支援医療(精神通院)受給者数は304人で、お概ね横ばいで推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療(精神通院)受給者数
(各年3月末日現在)

[単位:人(%)]

| 区分 | 単位 | 令和3年 | 令和4年 | | 令和5年 | |
|--------------|----|-------|------|------|-------|------|
| | | | | 前年比 | | 前年比 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級 | 24 | 23 | ▲1 | 20 | ▲3 |
| | 2級 | 69 | 71 | 2 | 73 | 2 |
| | 3級 | 57 | 62 | 5 | 61 | ▲1 |
| | 合計 | 150 | 156 | 6 | 154 | ▲2 |
| | 1級 | 16.0 | 14.7 | ▲1.3 | 13.0 | ▲1.7 |
| | 2級 | 46.0 | 45.5 | ▲0.5 | 47.4 | 1.9 |
| | 3級 | 38.0 | 39.7 | 1.7 | 39.6 | ▲0.1 |
| | 合計 | 100.0 | 99.9 | — | 100.0 | — |
| 自立支援医療(精神通院) | 人 | 303 | 312 | 9 | 304 | ▲8 |

【発達障がい】

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害(発達障害を含む)」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が違っているため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

【高次脳機能障がい】

高次脳機能障がいとは、脳血管疾患などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。

脳損傷による認知機能障がいを主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

第5 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残す恐れが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

障害者基本法においては「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、同法の「障害者」の定義にも「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになっています。

第6 医療的ケア児等

「医療的ケア児」とは、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どもです。

近年の新生児医療の発達により、都市部を中心にNICUが増設された結果、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなど、以前なら出産直後に亡くなっていたケースであっても助かることが多くなってきました。

その結果、医療的ケアを必要とする子どもの数は全国的に増加傾向にありますが、既存の病院システムだけでは医療的ケア児を十分に受け止めることはできず、また、退院後の受け皿となる社会的インフラも十分ではないのが現状です。

このような背景から、医療的ケア児及びその家族の生活を地域全体で支えることを目的に、医療的ケア児支援法が制定されました。

また、医療的ケア児支援法では「医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援」を基本理念に掲げており、医療的ケアを必要とする「子ども」だけでなく、医療的ケアを必要とする「大人」についても、地域での日常生活・社会生活が送れるよう、保健、医療、福祉その他の機関が連携して、支援体制を構築する必要があります。

第7 アンケート調査結果からの現状

本市では、根室市障がい者計画等の策定にあたり、計画策定の基礎資料とするため、市内に居住する障がいのある人を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

1. 調査対象者及び人数

令和5年4月1日現在で、根室市内に居住する下記の方(1,658名)

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・自立支援医療(精神通院)受給者(手帳所持者と重複あり)
- ・市内障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所利用者
(手帳所持者と重複あり)

2. 調査期間 令和5年5月10日～令和5年5月19日

3. 実施方法 郵送による配布及び回収

【回答結果】

| | |
|-----|--------|
| 配布数 | 1,658名 |
| 回答数 | 697名 |
| 回答率 | 42.0% |

【回答数の内訳】

| 総数 | 身体障がいあり | 知的障がいあり | 精神障がいあり | 複数障がいあり | 手帳なし・手帳有無の回答なし |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------|----------------|
| 697 | 身体のみ 452 他障がいもあり 54 計 506 | 知的のみ 63 他障がいもあり 29 計 92 | 精神のみ 78 他障がいもあり 48 計 126 | 64 | 40 |
| 99.9% | (身体のみ)64.8% (他障がいありを含めると 72.6%) | (知的のみ) 9.0% (他障がいありを含めると 13.2%) | (精神のみ)11.2% (他障がいありを含めると 18.1%) | 9.2% | 5.7% |

※「知的障がいあり」には、療育手帳所持者のほか、「障がいがあるが手帳はない」と回答した方を含みます。

※「精神障がいあり」には、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)受給者証所持者のほか、「障がいがあるが手帳等はない」と回答した方を含みます。

※本項における障がい別の回答割合については、身体障がい者にあつては506名を、知的障がい者にあつては92名を、精神障がい者にあつては126名を母数としています。

【回答者の属性】

① 年齢

回答全体で見ると、「75歳以上」が44.5%と最も多く、次いで「65～74歳」が17.9%となっており、回答者の6割以上(62.4%)が高齢者です。

障がい別で見ると、身体障がい者(以下、「身体」)については高齢者、知的障がい者(以下、「知的」)については若年層と「50～64歳」、精神障がい者(以下、「精神」)については50代以上の方が多くを占めており、年齢構成は障がい種類別により大きく異なります。

18歳未満の子ども(以下、「児童」)からの回答は、回答者697名中25名と、回答全体の3.6%で、そのうち「0～6歳」が約4分の1、「7～17歳」が約4分の3となっています。

| 区分 | 0～ 6歳 | 7～ 17歳 | 18～ 29歳 | 30～ 39歳 | 40～ 49歳 | 50～ 64歳 | 65～ 74歳 | 75歳 以上 | 無回答 |
|----|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------|
| 全体 | 0.9% | 2.7% | 4.0% | 4.3% | 5.3% | 16.1% | 17.9% | 44.5% | 4.3% |
| 身体 | 0.0% | 0.4% | 1.2% | 2.0% | 3.6% | 14.0% | 19.0% | 55.5% | 4.3% |
| 知的 | 2.2% | 17.4% | 23.9% | 16.3% | 8.7% | 15.2% | 6.5% | 9.8% | 0.0% |
| 精神 | 0.0% | 0.8% | 4.0% | 11.1% | 11.1% | 33.3% | 15.1% | 21.4% | 3.2% |
| 児童 | 24.0% | 76.0% | — | — | — | — | — | — | 0.0% |

② 障がいの状況

「身体」の手帳等級別では、「1級」の手帳取得者が32.0%と最も多く、次いで「4級」26.7%、「2級」15.6%の順となっているほか、障がい種類別では、「肢体不自由(下肢)」が33.2%と最も多く、次いで「内部障がい」(29.4%)の順となっています。

| 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 32.0% | 15.6% | 14.2% | 26.7% | 6.7% | 4.7% |

| 視覚 | 聴覚 | 音声・言語・そしゃく | 肢体(上肢) | 肢体(下肢) | 肢体(体幹) | 内部障がい | 未回答 |
|------|------|------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 4.7% | 5.3% | 2.2% | 9.1% | 33.2% | 4.5% | 29.4% | 11.5% |

「知的」の障がい程度別では、「A判定」が46.7%、「B判定」が51.1%となっており、本市では「B判定」の手帳をお持ちの方が多い傾向にあります。

また、「障がいがあるが手帳はない」と回答した方もいます。

| A判定 | B判定 | 障がいがあるが手帳なし |
|-------|-------|-------------|
| 46.7% | 51.1% | 2.2% |

「精神」については、回答者の約4割が「手帳あり」、約半数が「手帳なし」と回答しています。また、等級別では「2級」の手帳取得者が最も多く、回答全体では21.4%、「手帳あり」と回答した人の中では50.0%を占めています。

| 手帳あり | | | | 手帳なし | 未回答 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 1級 | 2級 | 3級 | 計 | | |
| 7.1% | 21.4% | 14.3% | 42.8% | 53.2% | 4.0% |
| 「手帳あり」の等級別回答割合 | | | | | |
| 16.7% | 50.0% | 33.3% | 100% | | |

「児童」については、回答者の52.0%が「B判定」の療育手帳のみを取得しているほか、「A判定」含めた療育手帳の取得割合は、回答者の7割以上となっています。

なお、「精神手帳のみを取得」、「複数の手帳を取得」については、今回の調査では回答がありませんでした。

| 身障手帳のみ | 療育手帳のみ | | 精神手帳のみ | 複数の手帳取得 | 手帳なし |
|--------|--------|-------|--------|---------|-------|
| | A判定 | B判定 | | | |
| 8.0% | 20.0% | 52.0% | 0.0% | 0.0% | 20.0% |

自立支援医療(精神通院)受給者証の有無については、「精神」で9割近くが取得しているほか、他の障がいでも受給者証を取得している人がいます。

発達障がいと診断されている人の割合は「知的」が最も多く、半数以上が診断を受けており、「児童」に限定した場合においても、診断を受けている割合は回答者の56.0%となっています。

難病または小児慢性特定疾病の認定を受けている割合については全体で4.6%、障がい別においても3~4%台となっています。

| 区分 | 自立支援医療(精神通院)受給者証がある | 発達障がいと診断されている | 難病または小児慢性特定疾病に認定されている |
|----|---------------------|---------------|-----------------------|
| 全体 | 16.2% | 8.0% | 4.6% |
| 身体 | 4.3% | 1.1% | 4.0% |
| 知的 | 9.8% | 51.1% | 3.3% |
| 精神 | 89.7% | 6.3% | 4.0% |
| 児童 | 4.0% | 56.0% | 4.0% |

第2章 障がいのある人の状況

高次脳機能障がいとの診断の有無については、全体では16.2%の人が「診断あり」と回答していますが、障がい別では「身体」が最も多く、約2割が診断を受けています。

また、高次脳機能障がいによる関連障がいの上位回答を見ると、「身体」では上下肢の機能障がい、「知的」では音声・言語・そしゃく機能障がい、「精神」では内部機能障がいが上位に挙がっており、3障がい全てにおいて肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障がいの診断を受けている状況です。

「児童」については、25名中1名が「肢体(下肢)の診断あり」と回答しています。

| 区分 | 高次脳機能障がいと診断されたことがある | 上位回答(関連障がい:複数回答) | | |
|----|---------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------------|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 16.2% | 肢体(下肢) (34.8%) | 肢体(上肢) (19.5%) | 音声・言語・そしゃく (14.6%) |
| 身体 | 20.2% | 肢体(下肢) (34.7%) | 肢体(上肢) (21.3%) | 音声・言語・そしゃく (12.0%) |
| 知的 | 3.3% | 音声・言語・そしゃく (50.0%) | 肢体 (上肢、下肢、体幹) (各 16.7%) | — |
| 精神 | 7.9% | 内部 (30.8%) | 音声・言語・そしゃく (23.1%) | 肢体(下肢、体幹) (各 15.4%) |
| 児童 | 4.0% | 肢体(下肢) (100.0%) | — | — |

医療的ケアの有無については、全体で34.3%、各障がい別では約3～4割の人が「受けている」と回答しており、各区分共通で「服薬管理」が最も多い回答となっています。

また、「身体」以外の区分において「透析」・「ストーマ」・「胃ろう等」等の回答があるなど、重複障がいにより医療的ケアを受けていると思われる人も一定数います。

| 区分 | 医療的ケアを受けている | 上位回答(関連障がい:複数回答) | | |
|----|-------------|------------------|--------------------------------|----------------------|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 34.3% | 服薬管理 (51.1%) | ストーマ (10.0%) | 透析 (8.6%) |
| 身体 | 34.4% | 服薬管理 (42.0%) | ストーマ (12.3%) | 透析 (11.3%) |
| 知的 | 37.0% | 服薬管理 (83.3%) | 透析 (5.6%) | IVH、胃ろう等 (各 2.8%) |
| 精神 | 40.5% | 服薬管理 (54.5%) | 透析 (16.4%) | ストーマ (5.5%) |
| 児童 | 32.0% | 服薬管理 (53.8%) | 気管切開、吸入 吸引、胃ろう等 (各 7.7%) | — |

【暮らしの状況】

① 一緒に暮らしている人

回答全体では、「配偶者」、「子ども」、「いない」が上位回答として挙げられています。

また、「身体」では「配偶者」、その他の区分では「父母・祖父母・兄弟姉妹」との回答が最も多く、これは、回答者の年齢層が障がい毎に異なることによるものと考えられます。

| 区分 | 上位回答(一緒に暮らしている人:複数回答) | | |
|----|------------------------|-----------------|------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 配偶者(35.0%) | いない(24.9%) | 子ども(18.7%) |
| 身体 | 配偶者(40.1%) | いない(24.1%) | 子ども(22.3%) |
| 知的 | 父母・祖父母・兄弟姉妹 (60.0%) | いない(28.9%) | 配偶者(5.6%) |
| 精神 | 父母・祖父母・兄弟姉妹 (31.0%) | 配偶者(29.5%) | いない(24.8%) |
| 児童 | 父母・祖父母・兄弟姉妹 (92.3%) | いない・その他(各 3.8%) | — |

② 日常生活における必要な支援

日常生活における下記10項目の支援の必要度について、支援が「時々必要」、または「全部必要」に挙げられた上位回答では、「食事」・「家の中の移動」を除く8項目が回答されており、その傾向は区分毎に大きく異なっています。

「意思疎通」及び「薬の管理」は全ての区分で回答されていますが、「身体」では「外出」が、その他の区分では「身だしなみ」・「意思疎通」・「お金の管理」・「薬の管理」が最も多く回答されています。

また、「入浴」は、「身体」・「児童」で、「トイレ」は「児童」のみで上位回答として挙げられています。

【日常生活における支援の必要度(調査項目)】

- ・食事の介助 ・トイレの介助 ・入浴の介助 ・衣服の着脱の介助
- ・身だしなみの介助 ・家の中の移動の介助 ・外出の介助 ・家族以外の人との意思疎通の援助
- ・お金の管理の援助 ・薬の管理の援助

| 区分 | 上位回答(上段:支援が時々必要、下段:支援が全部必要:複数回答) | | |
|----|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 外出(18.7%) 薬の管理(18.5%) | 身だしなみ・意思疎通(各 16.1%) お金の管理(17.9%) | 衣服の着脱(12.5%) 外出(17.6%) |
| 身体 | 外出(18.4%) 外出(17.6%) | 身だしなみ(12.6%) 薬の管理(15.0%) | 意思疎通(12.1%) 入浴(13.8%) |
| 知的 | 身だしなみ(51.1%) お金の管理(48.9%) | 意思疎通(39.1%) 薬の管理(45.7%) | 衣服の着脱(30.4%) 外出(27.2%) |
| 精神 | 意思疎通(17.5%) 薬の管理(16.7%) | 外出(15.9%) お金の管理(14.3%) | お金の管理(15.1%) 外出(11.9%) |
| 児童 | 身だしなみ(60.0%) お金の管理(68.0%) | 意思疎通(56.0%) 薬の管理(64.0%) | 入浴(44.0%) トイレ(24.0%) |

③ 主な支援者

「② 日常生活における必要な支援」で支援が「時々必要」、または「全部必要」と回答した人のうち、主な支援者としては、「身体」では「配偶者」が、「知的」・「児童」では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が、「精神」では「ヘルパー等」が最も多く回答されています。

| 区分 | 上位回答(主な支援者:複数回答) | | |
|----|--------------------|--------------------|--------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | ヘルパー等(27.5%) | 配偶者(25.2%) | 子ども(20.4%) |
| 身体 | 配偶者(32.0%) | 子ども(27.6%) | ヘルパー等(24.0%) |
| 知的 | 父母・祖父母・兄弟姉妹(51.3%) | ヘルパー等(39.5%) | 配偶者(3.9%) |
| 精神 | ヘルパー等(31.7%) | 父母・祖父母・兄弟姉妹(30.0%) | 配偶者(21.7%) |
| 児童 | 父母・祖父母・兄弟姉妹(91.3%) | 友人等・ヘルパー等(各 4.3%) | — |

また、主な支援者が家族である人(「配偶者」、「父母・祖父母・兄弟姉妹」・「子ども」と回答した人)について、その支援者の年齢・性別・健康状態をたずねたところ、年齢については、回答全体及び「身体」・「精神」では50代以上、また、「知的」についても40代から74歳までの回答が多数を占めているなど、支援者の高齢化が目立ちます。

「児童」については、親世代である30代から40代の回答割合が最も多く、祖父母世代と考えられる「50～64歳」の回答も2割ほどありました。

| 区分 | 回答(主な支援者の年齢) | | | | | |
|----|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 |
| 全体 | 1.9% | 5.3% | 11.1% | 31.9% | 26.6% | 21.3% |
| 身体 | 2.0% | 2.7% | 7.3% | 32.7% | 28.0% | 24.7% |
| 知的 | 2.3% | 7.0% | 25.6% | 32.6% | 20.9% | 9.3% |
| 精神 | 6.1% | 3.0% | 3.0% | 33.3% | 36.4% | 18.2% |
| 児童 | 0.0% | 28.6% | 52.4% | 19.0% | 0.0% | 0.0% |

性別については総じて女性の割合が高い一方で、「精神」では男性の割合が高い結果となっています。

また、健康状態については、各区分とも「よい」または「ふつう」が多く回答されていますが、「身体」・「精神」では「よくない」との回答が2割ほどあります。

| 区分 | 回答(主な支援者の性別) | | 回答(主な支援者の健康状態) | | |
|----|--------------|-------|----------------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | よい | ふつう | よくない |
| 全体 | 24.6% | 72.9% | 23.2% | 58.5% | 16.4% |
| 身体 | 24.0% | 72.7% | 20.7% | 58.7% | 18.0% |
| 知的 | 14.0% | 83.7% | 27.9% | 60.5% | 9.3% |
| 精神 | 51.5% | 48.5% | 21.2% | 57.6% | 21.2% |
| 児童 | 14.3% | 85.7% | 52.4% | 47.6% | 0.0% |

④ 生活する上での収入

全ての区分で、「年金・手当」、「家族の収入・親戚の援助」、「勤め先の給与」が上位回答に挙げられています。

| 区分 | 上位回答(生活する上での収入:複数回答) | | |
|----|------------------------|------------------------|------------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 年金・手当(60.8%) | 家族の収入・親戚の援助 (16.3%) | 勤め先の給与(10.5%) |
| 身体 | 年金・手当(66.9%) | 家族の収入・親戚の援助 (12.9%) | 勤め先の給与(9.5%) |
| 知的 | 年金・手当(50.8%) | 家族の収入・親戚の援助 (26.2%) | 勤め先の給与(11.5%) |
| 精神 | 年金・手当(46.6%) | 家族の収入・親戚の援助 (19.3%) | 勤め先の給与(13.1%) |
| 児童 | 家族の収入・親戚の援助 (73.3%) | 年金・手当(20.0%) | 施設等の賃金・工賃・勤め 先の給与※(各3.3%) |

※「児童」の回答にある「勤め先の給与」については、実際の回答者(保護者)の立場で回答がなされたものと考えられます。

⑤ 日常生活での困りごと

日常生活では、回答者の約6割が何らかの困りごとを抱えており、特に「身体・健康」、「将来の生活」、「仕事・収入・生活費」に関することが上位回答に挙げられています。

区分別に見ると、「将来の生活」は全ての区分で回答されており、「身体」では「身体・健康」に関すること、「知的」「児童」では「日常会話」に関すること、「精神」では「仕事・収入・生活費」に関することが最も多く回答されています。

また、「児童」では、「進学・学校生活」に関することも上位回答に挙げられています。

| 区分 | 困りごと ありの回答 | 上位回答(困りごとの内容:複数回答) | | |
|----|---------------|----------------------|--------------|-----------------------|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 61.3% | 身体・健康(19.3%) | 将来の生活(14.8%) | 仕事・収入・生活費 (12.7%) |
| 身体 | 61.3% | 身体・健康(24.6%) | 将来の生活(14.3%) | 仕事・収入・生活費 (11.3%) |
| 知的 | 79.3% | 日常会話(31.3%) | 将来の生活(17.7%) | 友人関係・近所づきあ い(6.3%) |
| 精神 | 69.0% | 仕事・収入・生活費 (25.2%) | 将来の生活(15.7%) | 身体・健康(13.9%) |
| 児童 | 80.0% | 日常会話(24.1%) | 将来の生活(20.7%) | 進学・学校生活 (13.8%) |

⑥ 今後の暮らし方の希望

全ての区分で「家族と暮らしたい」が上位に挙がっているものの、「わからない」という回答も比較的多い結果となりました。

その他、「身体」、「精神」では「一人暮らし」、「知的」では「入所施設」、「児童」では「グループホーム」などの回答も見られました。

| 区分 | 上位回答(今後の暮らし方の希望) | | |
|----|------------------|--------------|---------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 家族と暮らしたい(45.9%) | わからない(21.2%) | 一人暮らし(9.9%) |
| 身体 | 家族と暮らしたい(47.2%) | わからない(21.1%) | 一人暮らし(10.1%) |
| 知的 | 家族と暮らしたい(42.4%) | わからない(18.5%) | 入所施設(15.2%) |
| 精神 | 家族と暮らしたい(46.0%) | わからない(18.3%) | 一人暮らし(12.7%) |
| 児童 | 家族と暮らしたい(60.0%) | わからない(16.0%) | グループホーム(8.0%) |

⑦ 希望する暮らしのために望む支援

全ての区分で「経済的負担の軽減」が上位に挙がっています。

また、「身体」では「在宅での医療的ケア」、「知的」では「住居の確保」、「精神」については「相談対応の充実」、「児童」では「地域住民等の理解」・「生活訓練等の充実」などが求められています。

| 区分 | 上位回答(希望する暮らしのために望む支援:複数回答) | | |
|----|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 経済的負担の軽減(29.4%) | 適切な在宅サービス (17.6%) | 在宅での医療的ケア (13.8%) |
| 身体 | 経済的負担の軽減(29.2%) | 適切な在宅サービス (20.3%) | 在宅での医療的ケア (16.5%) |
| 知的 | 経済的負担の軽減(18.0%) | コミュニケーション支援 (14.7%) | 住居の確保(13.3%) |
| 精神 | 経済的負担の軽減(36.9%) | 適切な在宅サービス (12.3%) | 相談対応等の充実 (11.8%) |
| 児童 | 経済的負担の軽減(19.4%) | 相談対応等の充実・コミュニケーション支援(各 14.5%) | 地域住民等の理解・生活訓練等の充実(各 12.9%) |

⑧ 外出の頻度

全体及び3障がいでおおよそ6～8割、「児童」については9割が、「毎日」または「週に数回」外出していると回答している一方で、ほとんど外出のない人も一定数おり、特に「身体」では18.2%、「精神」では17.5%と、比較的高い割合となっています。

| 区分 | 回答(外出の頻度) | | | |
|----|-----------|-------|-------|---------|
| | 毎日 | 週に数回 | 月に数回 | ほとんどしない |
| 全体 | 26.3% | 35.4% | 18.4% | 16.4% |
| 身体 | 22.7% | 34.8% | 20.6% | 18.2% |
| 知的 | 34.8% | 46.7% | 8.7% | 8.7% |
| 精神 | 27.0% | 34.9% | 15.9% | 17.5% |
| 児童 | 68.0% | 24.0% | 8.0% | — |

⑨ 外出時の困りごと

外出時に困ることについては、「困ったときにどうすればよいか心配」、「交通機関が少ない(ない)」、「発作など突然の体調不良が心配」、「交通費にお金がかかる」が上位に挙げられています。

また、「身体」では「列車・バスの乗降が困難」や「階段・段差が多い」、「児童」については「周囲の人からの配慮・手助けがない」が困りごととして挙げられています。

| 区分 | 困りごと ありの回答 | 上位回答(外出時の困りごとの内容:複数回答) | | |
|----|---------------|----------------------------------|-----------------------|--|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 58.8% | 困ったときにどうすればよいか心配(14.2%) | 交通機関が少ない(ない)(13.6%) | 交通費にお金がかかる(12.6%) |
| 身体 | 57.5% | 交通機関が少ない(ない)・交通費にお金がかかる(各 13.8%) | 列車・バスの乗降が困難(12.5%) | 階段・段差が多い(12.3%) |
| 知的 | 68.5% | 困ったときにどうすればよいか心配(34.8%) | 発作など突然の体調不良が心配(13.0%) | 交通機関が少ない(ない)(8.7%) |
| 精神 | 59.5% | 発作など突然の体調不良が心配(17.9%) | 交通費にお金がかかる(13.9%) | 交通機関が少ない(ない)・困ったときにどうすればよいか心配(各 13.3%) |
| 児童 | 60.0% | 困ったときにどうすればよいか心配(34.5%) | 発作など突然の体調不良が心配(13.8%) | 周囲の人からの配慮・手助けがない(10.3%) |

【地域生活の状況】

① ご近所付き合いの程度

ご近所付き合いの程度については、すべての区分で「あいさつ程度」が一番多い回答となっており、全体では「家を行き来する」、「立ち話程度」を含めると67.2%が「ご近所付き合いあり」と回答する一方で、「知的」・「精神」では「ほとんどなし」の回答割合が、他の区分よりも高い傾向にあります。

| 区分 | 回答(ご近所付き合いの程度) | | | |
|----|----------------|-------|--------|--------|
| | 家を行き来する | 立ち話程度 | あいさつ程度 | ほとんどなし |
| 全体 | 12.5% | 23.0% | 31.7% | 23.0% |
| 身体 | 14.8% | 25.7% | 28.9% | 19.4% |
| 知的 | 6.5% | 6.5% | 43.5% | 39.1% |
| 精神 | 9.5% | 14.3% | 35.7% | 32.5% |
| 児童 | 8.0% | 16.0% | 56.0% | 12.0% |

② 障がい者(児)の地域移行

「障がい者(児)が住み慣れた地域で暮らすこと」についてどう思うかをたずねたところ、回答全体では3割弱が「特に問題はない」と答え、「地域で暮らすのは難しい」を上回っていますが、「知的」では「地域で暮らすのは難しい」が「特に問題はない」を上回る回答となっています。

| 区分 | 回答(障がい者(児)が住み慣れた地域で暮らすことについてどう思うか) | | |
|----|------------------------------------|-------------|-------|
| | 特に問題はない | 地域で暮らすのは難しい | 分からない |
| 全体 | 28.1% | 14.8% | 38.5% |
| 身体 | 28.9% | 12.1% | 40.7% |
| 知的 | 18.5% | 34.8% | 34.8% |
| 精神 | 27.8% | 16.7% | 41.3% |
| 児童 | 36.0% | 24.0% | 20.0% |

【障がいへの理解・権利擁護】

① 障がい者(児)への理解の度合い

「障がい者(児)への理解が10年前に比べて深まっていると思うか」という設問については、「精神」以外の区分で「はい」が「いいえ」を上回っていますが、その差は僅差です。

また、回答者の半数以上(「児童」については約半数)が、「わからない」と答えています。

| 区分 | 回答(障がい者(児)への理解が10年前に比べて深まっていると思うか) | | |
|----|------------------------------------|-------|-------|
| | はい | いいえ | わからない |
| 全体 | 17.9% | 16.6% | 57.1% |
| 身体 | 17.8% | 15.8% | 57.9% |
| 知的 | 20.7% | 15.2% | 60.9% |
| 精神 | 20.6% | 22.2% | 52.4% |
| 児童 | 32.0% | 20.0% | 48.0% |

② ヘルプマークの認知度

本市ではヘルプマークの周知及び配布を平成29年度から実施していますが、その認知度については、「児童」を除く区分で全体の半数またはそれ以上が、「知らなかった」と回答しています。

「児童」については、「内容まで知っていた」・「持っている」の回答割合が他の区分に比べて高く、「名前を聞いたことがある」を含めると、回答者の半数以上に認知されている状況です。

| 区分 | 回答(ヘルプマークの認知度) | | | |
|----|----------------|-------------|-------|--------|
| | 内容まで知っていた | 名前を聞いたことがある | 持っている | 知らなかった |
| 全体 | 7.7% | 23.0% | 5.2% | 57.0% |
| 身体 | 7.1% | 23.3% | 4.3% | 58.1% |
| 知的 | 6.5% | 22.8% | 13.0% | 52.2% |
| 精神 | 11.9% | 27.0% | 7.1% | 50.0% |
| 児童 | 12.0% | 24.0% | 16.0% | 48.0% |

③ 虐待通報義務の認知度

「虐待を発見した市民に通報義務があることの認知度」については、「知っていた」と回答した人の割合が全体の約4割、「知的」では約3割となっており、認知度が不足している状況です。

また、「障がい者(児)に対する差別・偏見の有無」については、「ある」と回答した人の割合が全体の約6割となっており、「知的」・「精神」では約7割、「児童」では8割以上が「ある」と答えています。

| 区分 | 回答(虐待を発見した市民に通報義務があることの認知度) | | 回答(障がい者(児)に対する差別・偏見があると思うか) | |
|----|-----------------------------|--------|-----------------------------|-------|
| | 知っていた | 知らなかった | ある | ない |
| 全体 | 40.2% | 53.7% | 62.4% | 26.1% |
| 身体 | 43.9% | 50.4% | 60.5% | 27.7% |
| 知的 | 30.4% | 68.5% | 69.6% | 26.1% |
| 精神 | 41.3% | 54.0% | 73.0% | 19.0% |
| 児童 | 40.0% | 60.0% | 84.0% | 12.0% |

④ 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、その名称自体は全体の半数以上で認知されているものの、内容まで知っている人の割合では全体の2割ほどとなっており、制度の詳細まではなかなか認知されていない状況です。

また、成年後見制度の今後の活用希望については、回答全体では2割ほど、「身体」を除く区分では25～35%ほどが将来の活用を考えています。

| 区分 | 回答(成年後見制度の認知度) | | |
|----|----------------|------------------|--------|
| | 名前も内容も知っている | 名前は知っているが内容は知らない | 全く知らない |
| 全体 | 23.5% | 31.7% | 32.9% |
| 身体 | 24.7% | 31.2% | 31.0% |
| 知的 | 10.9% | 35.9% | 48.9% |
| 精神 | 25.4% | 38.1% | 29.4% |
| 児童 | 28.0% | 36.0% | 28.0% |

| 区分 | 回答(成年後見制度の活用希望) | | |
|----|-----------------|---------|---------|
| | 現在活用している | 将来活用したい | 利用予定はない |
| 全体 | 0.6% | 20.9% | 57.4% |
| 身体 | 0.6% | 19.0% | 58.3% |
| 知的 | 0.0% | 35.9% | 51.1% |
| 精神 | 2.4% | 25.4% | 57.9% |
| 児童 | 0.0% | 32.0% | 52.0% |

⑤ 地域の人たちの障がいに対する理解を進めるために必要なこと(自由回答)

地域の人たちの障がいに対する理解を進めるために必要なことを、自由に回答いただきました。

以下、主なものについて、要約して掲載いたします。

- ・各自が勇気を出して声掛け、助け合うこと
- ・交流、コミュニケーション
- ・根室の地域性では無理
- ・相手(障がい者)の立場になって考える想像力
- ・いつ自分もその立場になるかと思うこと
- ・町内会の活用
- ・思いやりの心、寄浴いの気持ち
- ・健常者との交流
- ・声掛けや手助け、小さな親切
- ・周囲の理解より市や国が理解していないと思う
- ・障がい者たちとの交流の場
- ・障がい者だという意識をもたないこと
- ・障がいについての講演・セミナー等の開催
- ・地域の人たちとじっくり分かり合えるまでお互い話し合うこと
- ・ちょこちょこ見てもらい、少しずつ話し、じわじわ分かってもらう
- ・ふつうに接してくれればよい
- ・別に考えたことがない
- ・もっと話しやすい場を
- ・理解されるのは無理
- ・若い人達のちょっとした声掛けでもあれば
- ・地域の人達と行動を共にする
- ・年に一度くらいは町内会でセミナー等を開催しては
- ・障害者も地域の人たちも同じ目線になって考える
- ・自分の問題としてとらえる寛容な心
- ・学校や職場での学習
- ・障がいがある人の情報発信を多くする

【雇用・就労】

① 平日の日中の過ごし方(回答対象:18歳以上)

平日の日中の過ごし方については、収入を得る仕事をしている人は全体の約2割、収入を得る仕事をしていない人は全体の約5割となっています。

| 区分 | 回答(平日の日中の過ごし方) | | |
|----|---|---|-------------|
| | 収入を得る仕事をしていると考えられる回答 (正社員、パート・アルバイト、自営業、福祉的就労) | 収入を得る仕事をしていないと考えられる回答 (通所施設、家事手伝い、何もしていない) | 就業訓練中・就職活動中 |
| 全体 | 20.2% | 55.1% | 0.9% |
| 身体 | 18.3% | 56.7% | 0.4% |
| 知的 | 29.7% | 45.9% | 2.7% |
| 精神 | 20.8% | 50.4% | 2.4% |

② 仕事上の困りごと、仕事をしていない理由(回答対象:18歳以上)

「収入を得る仕事(正社員、パート・アルバイト、自営業、福祉的就労)をしている」と回答した人について、仕事上の困りごとの有無についてたずねたところ、「収入が少ない」、「身体的・精神的負担が大きい」との回答が多く、「知的」・「精神」では「職場の人間関係」も上位回答として挙がっています。

| 区分 | 上位回答(仕事上の困りごと:複数回答) | | |
|----|-----------------------|---|----------------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 困っていることはない (25.1%) | 収入が少ない(20.2%) | 身体的負担が大きい (16.7%) |
| 身体 | 困っていることはない (33.1%) | 収入が少ない(18.1%) | 身体的負担が大きい (16.5%) |
| 知的 | 身体的負担が大きい (21.1%) | 収入が少ない・精神的負担 が大きい・職場の人間関係 (各 15.8%) | 困っていることはない (13.2%) |
| 精神 | 収入が少ない(25.5%) | 職場の人間関係(23.5%) | 身体的負担が大きい・精神的 負担が大きい(各 15.7%) |

また、「収入を得る仕事をしていない(通所施設、家事手伝い、何もしていない)」と回答した人について、その理由をたずねたところ、「障害や病気が重い」、「高齢」、「知識や能力に自信がない」という回答が多く挙げられたほか、「身体」では「通勤が困難」、「知的」では「自分に合った仕事が見つからない」との回答もありました。

| 区分 | 上位回答(仕事をしていない理由:複数回答) | | |
|----|-----------------------|-------------------------|---------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 高齢(39.6%) | 障がいや病気が重い(19.3%) | 知識や能力に自信がない(5.7%) |
| 身体 | 高齢(47.1%) | 障がいや病気が重い(18.8%) | 通勤が困難(4.7%) |
| 知的 | 障がいや病気が重い(27.3%) | 自分に合った仕事が見つからない(各15.9%) | 知識や能力に自信がない・わからない(各11.4%) |
| 精神 | 障がいや病気が重い(25.0%) | 高齢(14.6%) | 知識や能力に自信がない(12.5%) |

③ 障がいのある人の就労支援に必要なこと

各区分共通して、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」、「総合的な相談支援」が上位回答として挙げられています。

また、各障がい区分では「柔軟な勤務体制」、「児童」では「障がいに対する理解を深めるための職場への働きかけ」も多く回答されています。

| 区分 | 上位回答(障がいのある人の就労支援に必要なこと:複数回答) | | |
|----|-------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 柔軟な勤務体制(20.3%) | 障がい特性に合った職業・雇用の拡大(15.7%) | 総合的な相談支援(15.5%) |
| 身体 | 柔軟な勤務体制(21.5%) | 障がい特性に合った職業・雇用の拡大(15.1%) | 総合的な相談支援(14.6%) |
| 知的 | 総合的な相談支援(19.5%) | 障がい特性に合った職業・雇用の拡大(17.6%) | 働くための知識や能力を身に着けるための訓練・柔軟な勤務体制(各12.6%) |
| 精神 | 柔軟な勤務体制(22.3%) | 障がい特性に合った職業・雇用の拡大(18.5%) | 総合的な相談支援(15.2%) |
| 児童 | 総合的な相談支援(19.5%) | 障がい特性に合った職業・雇用の拡大(17.1%) | 障がいに対する理解を深めるための職場への働きかけ(14.6%) |

【相談支援】

主な相談相手については、各区分ともに「家族・親戚」が最も多く、続いて「友人・知人」、「かかりつけ医等」が多く挙げられています。また、「施設指導員等」（「知的）」、「保育所・幼稚園・学校の先生」（「児童」）など、回答者の日中活動に関わる方も相談相手として挙げられています。

障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手方法については、「テレビやラジオ」や「市等の広報誌」、「新聞や雑誌」が多く回答されていますが、「精神」については「医療機関」、「児童」については「インターネット」の回答も見られます。

市内の相談体制について感じていることについては、すべての区分で「気軽に相談できる場や人がいない」、「情報が手に入らない・探せない」、「専門的な相談窓口の不足」との回答が挙げられています。

| 区分 | 上位回答(主な相談相手:複数回答) | | |
|----|-------------------|----------------------|----------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 家族・親戚(40.7%) | 友人・知人(15.8%) | かかりつけ医等(9.4%) |
| 身体 | 家族・親戚(43.1%) | 友人・知人(17.2%) | かかりつけ医等(8.8%) |
| 知的 | 家族・親戚(36.6%) | 施設指導員等(24.4%) | 友人・知人(10.4%) |
| 精神 | 家族・親戚(37.0%) | 友人・知人(13.6%) | かかりつけ医等(13.2%) |
| 児童 | 家族・親戚(33.9%) | 保育所・幼稚園・学校の先生(17.9%) | かかりつけ医等(12.5%) |

| 区分 | 上位回答(障がいや福祉サービスの情報の入手方法:複数回答) | | |
|----|-------------------------------|----------------|---------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | テレビやラジオ(20.5%) | 市等の広報誌(20.2%) | 新聞や雑誌(17.1%) |
| 身体 | テレビやラジオ(21.7%) | 市等の広報誌(21.3%) | 新聞や雑誌(19.2%) |
| 知的 | 障がい者福祉施設(27.7%) | 家族・親戚(16.8%) | テレビやラジオ(12.6%) |
| 精神 | テレビやラジオ(18.1) | 市等の広報誌(16.7%) | 医療機関(16.2%) |
| 児童 | 家族・親戚(21.4%) | インターネット(19.0%) | 市等の広報誌・医療機関・行政窓口(各 14.3%) |

| 区分 | 上位回答(市内の相談体制についてどのように感じているか:複数回答) | | |
|----|-----------------------------------|-------------------------------------|--|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 気軽に相談できる場や人がいない(22.2%) | 情報が手に入らない・探せない(17.8%) | 専門的な相談窓口の不足(13.3%) |
| 身体 | 気軽に相談できる場や人がいない(22.4%) | 情報が手に入らない・探せない(13.7%) | 専門的な相談窓口の不足(13.3%) |
| 知的 | 気軽に相談できる場や人がいない(17.9%) | 情報が手に入らない・探せない(16.3%) | 満足(14.6%) |
| 精神 | 気軽に相談できる場や人がいない(15.3%) | 専門的な相談窓口の不足(13.8%) | 専門的な相談窓口の不足・情報が手に入らない・探せない(各 12.1%) |
| 児童 | 気軽に相談できる場や人がいない(23.1%) | 専門的な相談窓口の不足・情報が手に入らない・探せない(各 17.9%) | 満足・近所に相談の場がない・コミュニケーション支援が不十分(各 10.3%) |

【障害福祉サービス等の利用】

① 障害福祉サービス等の利用状況と利用希望

障害福祉サービス等を利用し、今後も利用したいと考えている人の割合は全体の3割弱で、「知的」・「児童」では6割以上が今後も利用を継続したいと考えています。

| 区分 | 障害福祉サービスを利用しており、今後も利用したい | 上位回答(現在利用中のサービス:複数回答) | | |
|----|--------------------------|-----------------------|-------------------|---------------|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 29.3% | 生活介護(13.8%) | 補装具費(10.1%) | 相談支援事業(8.0%) |
| 身体 | 23.9% | 補装具費(16.7%) | 生活介護(12.8%) | 居宅介護(9.8%) |
| 知的 | 66.3% | 生活介護(14.6%) | 就労継続支援B型(12.6%) | 施設入所支援(11.3%) |
| 精神 | 27.8% | 就労継続支援B型(11.0%) | 生活介護・自立訓練(各10.0%) | 相談支援事業(8.0%) |
| 児童 | 68.0% | 放課後等デイサービス(50.0%) | 児童発達支援(20.8%) | 相談支援事業(12.5%) |

今後3年以内に新たに利用したいサービスについては、「身体」では在宅サービス、「知的」では「共同生活援助(グループホーム)」や「生活介護」・「就労継続支援」等の日中活動系サービス、「児童」では各種日中活動系サービスを中心とした利用希望があるほか、「精神」では相談支援事業、在宅サービス、日中活動系サービス等の幅広い利用希望が挙がっています。

また、これらには本市にサービス提供事業所のない、就労継続支援A型、就労移行支援、自立生活援助、行動援護等が含まれています。

| 区分 | 今は利用していないが3年以内に利用したい | 上位回答(今後3年以内に新たに利用したいサービス:複数回答) | | |
|----|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 23.4% | 居宅介護(9.3%) | 相談支援事業(7.2%) | 短期入所(6.8%) |
| 身体 | 22.7% | 居宅介護(11.5%) | 相談支援事業(7.3%) | 短期入所・補装具費(各7.1%) |
| 知的 | 29.3% | 共同生活援助(12.6%) | 生活介護・就労継続支援B型・短期入所等(各6.9%) | 就労移行支援・就労継続支援A型・自立生活援助(各5.7%) |
| 精神 | 21.4% | 相談支援事業(7.7%) | 就労移行支援・自立生活援助(6.8%) | 居宅介護・自立訓練・就労継続支援B型等(各6.0%) |
| 児童 | 28.0% | 自立訓練・就労移行支援・自立生活援助等(各10.3%) | 就労継続支援A型・児童発達支援・共同生活援助等(各6.9%) | 行動援護・生活介護・就労継続支援B型等(各3.4%) |

② 普段受けている障がい福祉サービスの満足度

普段受けている障がい福祉サービスについては、全体では回答者の約4割、「知的」・「精神」では6割近くが「ほぼ必要なサービスを受けられ満足」と答えていますが、「必要なサービスが十分に受けられず不満足」、「受きたいサービスが地域になく不満足」との回答もあり、特に「児童」では回答者の2割近くがそのように感じているとの結果になりました。

| 区分 | 上位回答(普段受けている障がい福祉サービスの満足度:複数回答) | | |
|----|---------------------------------|--|---|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | ほぼ必要なサービスを受けられ満足(44.6%) | 必要なサービスを受けられ大いに満足・必要なサービスが十分に受けられず不満足(各 5.4%) | ほぼ必要なサービスを受けられ大いに満足(4.9%) |
| 身体 | ほぼ必要なサービスを受けられ満足(33.1%) | 必要なサービスが十分に受けられず不満足(6.6%) | ほぼ必要なサービスを受けられ大いに満足(5.8%) |
| 知的 | ほぼ必要なサービスを受けられ満足(60.7%) | 必要なサービスを受けられ大いに満足・必要なサービスが十分に受けられず不満足(各 6.6%) | 受きたいサービスが地域になく不満足(3.3%) |
| 精神 | ほぼ必要なサービスを受けられ満足(57.1%) | 必要なサービスが十分に受けられず不満足(8.6%) | 必要なサービスを受けられ大いに満足・受きたいサービスが地域になく不満足(各 5.7%) |
| 児童 | ほぼ必要なサービスを受けられ満足(41.2%) | 必要なサービスが十分に受けられず不満足・受きたいサービスが地域になく不満足(各 17.6%) | ほぼ必要なサービスを受けられ大いに満足(5.9%) |

③ 地域で不足しているサービス(自由回答)

「② 普段受けている障がい福祉サービスの満足度」について、「必要なサービスが十分に受けられず不満足」、「受きたいサービスが地域になく不満足」と回答した方に、地域で不足しているサービスについて自由にご回答いただきました。

以下、主なものについて、要約して掲載いたします。

- ・若年身体障がい者に対する金銭的支援
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・軽度精神障がい者に対する交通機関やタクシー等の移動費助成
- ・特別支援学校
- ・発達障がいの人が通院する精神科病院
- ・放課後等デイサービスの利用回数
- ・障がいを持っている人たちが集える所
- ・訪問型の自立支援等のサービス
- ・利用時間が短い
- ・学校へ行かなかった場合の子どもの過ごす場所
- ・児童発達支援事業所が1か所しかない(選べない)

④ 要介護認定・介護保険サービスの利用状況(回答対象:40歳以上)

介護認定を受けている人は、回答者全体の31.0%で、障がい別では「身体」が34.8%と最も割合が高くなっています。

また、「介護保険サービスの利用にあたり不安に思うことがあるか」という設問については、回答者全体の約3割が「不安に思うことがある」と答えており、特に「利用者負担の増」について不安に思うとの回答が多く挙げられていました。

| 区分 | 介護認定を受けている | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|----|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 全体 | 31.0% | 22.1% | 16.0% | 13.3% | 13.8% | 13.8% | 12.2% | 8.8% |
| 身体 | 34.8% | 21.6% | 16.7% | 13.0% | 14.8% | 13.6% | 11.7% | 8.6% |
| 知的 | 16.2% | 0.0% | 0.0% | 33.3% | 0.0% | 33.3% | 16.7% | 16.7% |
| 精神 | 23.5% | 20.8% | 12.5% | 16.7% | 8.3% | 16.7% | 16.7% | 8.3% |

| 区分 | 介護保険サービスの利用にあたり不安に思うことがある | 上位回答(介護保険サービスの利用にあたり不安に思うこと:複数回答) | | |
|----|---------------------------|-----------------------------------|-------------------|-----------------------|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 30.4% | 利用者負担の増 (66.4%) | 利用時間の減 (14.9%) | 事業所が使えなくなる (9.5%) |
| 身体 | 35.0% | 利用者負担の増 (66.2%) | 利用時間の減 (15.5%) | 事業所が使えなくなる (9.6%) |
| 知的 | 9.8% | 利用者負担の増 (50.0%) | 利用時間の減 (25.0%) | 事業所が使えなくなる (16.7%) |
| 精神 | 27.8% | 利用者負担の増 (67.4%) | 利用時間の減 (18.6%) | 事業所が使えなくなる (4.7%) |

【障がいのある子どもの状況(回答対象:18歳未満)】

① 障がいに気づいたきっかけ

子どもの障がいに気づいたきっかけについては、「家族による気づき」、「医療機関による受診・健診」、「市が実施する健診」、「幼稚園、保育所の助言」が多く回答されています。

| 回答(障がいに気づいたきっかけ:複数回答) | | | |
|-----------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 家族による気づき (28.6%) | 医療機関による受診・ 健診(25.0%) | 市が実施する健診 (21.4%) | 幼稚園、保育所の助 言(17.9%) |

② 日中・長期休暇等の過ごし方

平日の日中の過ごし方については、ほとんどの人が通園または通学していると回答しています。

また、放課後や長期休暇等の過ごし方については、「自分の家」と回答した人の割合が最も多く、次いで「放課後等デイサービス」、「公園等」の順となっています。

| 回答(平日の日中の過ごし方) | | | | |
|----------------|--------|--------|---------|------|
| 幼稚園・保育所等 | 特別支援学校 | 特別支援学級 | 通常学級・通級 | 自宅 |
| 20.0% | 8.0% | 24.0% | 28.0% | 4.0% |

| 上位回答(放課後、長期休暇等の過ごし方:複数回答) | | |
|---------------------------|-------------------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 自分の家(43.6%) | 放課後等デイサービス(25.6%) | 公園等(10.3%) |

③ 通園・通学にあたり重要なこと

通園・通学にあたり重要なことについては、「就学・進路相談を積極的に行う」、「専門的な指導」、「園・学校生活のサポート」、「子ども同士の理解を深める交流機会の増」、「一時預かりの場」など、様々な回答が寄せられています。

| 上位回答(通園・通学にあたり重要なこと:複数回答) | | |
|---------------------------|---------------|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 就学・進路相談を積極的に行 う(18.8%) | 専門的な指導(14.6%) | 園・学校生活のサポート・子ども 同士の理解を深める交流機 会の増・一時預かりの場 (各 12.5%) |

④ 希望する進路、子どもの将来等についての不安や悩み

将来希望する進路については、「進学したい」、「訓練・作業指導を受けられる施設に通いたい」、「企業などへ就職したい」との回答が多くあったほか、「まだ考えていない」との回答も多くあります。

また、子どもの現在・将来については、本人の適応性や集団内での人間関係、進路や就職に関すること等に多くの不安や悩みを抱えています。

| 上位回答(将来希望する進路:複数回答) | | |
|-----------------------------|---------------------------------|------------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 進学したい・まだ考えていない (各 28.0%) | 訓練・作業指導を受けられる 施設に通いたい(16.0%) | 企業などへ就職したい(8.0%) |

| 上位回答(対象児の現在・将来について、保護者が抱えている不安や悩み:複数回答) | | |
|---|--|--|
| 1 | 2 | 3 |
| 進学等の環境変化に伴う 本人の適応性 (11.8%) | 本人の習熟度にあった勉強・指導・ 学校での集団生活や人間関係・ 適性に合った進路の相談支援 (各 10.8%) | 進学時における教員間での引継ぎ・ 就職に関する総合的な相談 (各 9.8%) |

⑤ 子どもの成長に伴い必要となる支援(自由回答)

子どもの成長に伴い必要となる支援について、自由に回答いただきました。

以下、主なものについて、要約して掲載いたします。

(具体的なサービスや施設等に関するもの)

- ・入浴サービス
- ・親が体調不良時の預け先
- ・子供の成長に応じた外出先(遊び先)
- ・重度の障害を受け入れてくれるような専門的な学校
- ・気軽にどんな分野でも相談できる療育センターみたいな場所

(体制や取組に関するもの)

- ・進学についての相談体制 ・教職員(担任)との連携
- ・進学、就職に関する情報そのものを受けとりやすくすること

(その他)

- ・資金の支援が心配
- ・親なきあとの住まいの事、お金の事、生活において全て心配

【災害時の避難等】

「災害時に一人で避難できるか」をたずねたところ、「精神」以外の区分では「できない」との回答割合が多く、特に「知的」・「児童」については半数以上が「できない」と回答しています。

また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合の、近所の支援者の有無については、各区分とも「いない」・「わからない」が「いる」を上回る回答となっています。

| 区分 | 回答(災害時に一人で避難できるか) | | |
|----|-------------------|--------------|--------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | できない(36.0%) | できる(34.7%) | わからない(21.4%) |
| 身体 | できない(36.2%) | できる(35.2%) | わからない(19.8%) |
| 知的 | できない(53.3%) | できる(23.9%) | わからない(21.7%) |
| 精神 | できる(38.9%) | わからない(29.4%) | できない(25.4%) |
| 児童 | できない(56.0%) | わからない(28.0%) | できる(16.0%) |

| 区分 | 回答(近所で助けてくれる人の有無) | | |
|----|-------------------|--------------|-----------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | いない(38.9%) | わからない(30.3%) | いる(20.8%) |
| 身体 | いない(35.2%) | わからない(31.0%) | いる(22.3%) |
| 知的 | いない(55.4%) | わからない(26.1%) | いる(17.4%) |
| 精神 | いない(45.2%) | わからない(31.7%) | いる(15.1%) |
| 児童 | わからない(52.0%) | いない(32.0%) | いる(16.0%) |

災害時に困ることについては、各区分とも「避難場所設備・生活環境が不安」・「安全なところまで迅速に避難できない」を挙げており、その他、「投薬・治療が受けられない」、「周囲とコミュニケーションが取れない」という回答も挙がっていました。

| 区分 | 上位回答(災害時に困ること:複数回答) | | |
|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 全体 | 避難場所設備・生活環境が不安(22.7%) | 投薬・治療が受けられない(21.4%) | 安全なところまで迅速に避難できない(21.2%) |
| 身体 | 避難場所設備・生活環境が不安(24.5%) | 安全なところまで迅速に避難できない(22.4%) | 投薬・治療が受けられない(21.7%) |
| 知的 | 安全なところまで迅速に避難できない(23.1%) | 周囲とコミュニケーションが取れない(22.7%) | 救助を求めることができない(18.2%) |
| 精神 | 投薬・治療が受けられない(32.1%) | 避難場所設備・生活環境が不安(23.6%) | 安全なところまで迅速に避難できない(14.6%) |
| 児童 | 安全なところまで迅速に避難できない(23.5%) | 周囲とコミュニケーションが取れない(20.6%) | 救助を求めることができない・避難場所設備・生活環境が不安(各14.7%) |

第3章 施策の方向性と目標

第1 早期療育と障害福祉サービスの充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防

<現状と課題>

本市では、出生前後に発生する障がいを軽減させるための母子保健対策の重要性や、後遺症などの発生リスクが高い生活習慣病に対する予防の必要性を踏まえ、妊娠期からはじまる母子保健事業や各種健診（検診）、生活習慣改善などの健康づくりを通じて、障がいの原因となる疾病等の予防に取り組んでいます。

病気や事故など障がいの発生要因は様々ですが、生活習慣病や心の不調が原因で障がいに至るケースも見受けられることなどから、訪問指導や電話相談、各種情報提供を通じて、疾病等の予防に取り組む必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいの原因となる疾病等の予防のため、健康教育や健康相談、訪問指導等を実施し、健康意識の啓発に努めるとともに、各種保健事業の利用を促進します。

施策の目標

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 妊産婦や乳幼児の保健指導や健康診査の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等を交付し、妊婦の健康保持・増進に努めます。 ○ パパママ学級において、妊娠・分娩・育児に対する不安の解消や、正しい知識の普及に取り組みます。 ○ 母子保健相談及び訪問指導を通じて妊娠・育児中の様々な相談に応じ、不安の解消に努めます。 |
| 2 生活習慣病の予防と重症化予防の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関と連携し、重症化予防に努めます。 ○ 各健診（検診）事後の、受診勧奨対象者への勧奨に努めます。 ○ 生活習慣改善が必要な人への保健指導を通じて、健診（検診）受診率の向上に努めます。 |
| 3 各種保健事業の周知・利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報、市ホームページ、母子手帳アプリ等の媒体を活用し、各種保健事業の周知・情報提供に努めます。 |
| 4 休養・こころの健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中で適切な睡眠や休養、こころの健康づくりに関する健康教育を行います。 ○ 市ホームページ等を活用し、睡眠や休養、こころの健康づくりに関する情報提供に努めます。 ○ こころの健康づくりのための、相談窓口の周知に努めます。 ○ 精神障がいのある人とその家族の支援に努めます。 |

2. 障がいの早期発見と早期支援

＜現状と課題＞

本市では、妊産婦及び乳幼児の保健指導と健康診査（4カ月児・1歳6カ月児及び3歳児）を通じて、疾病の予防や障がい等の早期発見に努め、支援につなげています。

また、発達上の問題について子どもに合わせた適切な対応が取れるよう、保護者支援を目的に、5歳児相談を令和2年度から実施しているほか、令和3年度には言語聴覚士を配置し、「根室市子ども発達支援事業」において「ことば」に関する相談を広く受け、早期支援を行っています。

このほか、障がいとなる可能性のある疾病を抱える子どもに対する医療の給付（育成医療）や補聴器購入費、日常生活用具の助成等により、保護者負担の軽減を図っています。

「根室市子ども発達支援事業」による専門職支援では、派遣機関の事情により令和5年度の心理士支援回数が減少し、現在、市外在住の公認心理師の協力を得て支援回数の維持に努めていますが、専門的な支援を地域で受けられる体制を長期に維持するためにも、今後は心理士を始めとする人材確保や、発達相談等に関する人材の育成に取り組む必要があります。

◆施策の方向性◆

各種健康診査及び各種支援事業等を通じ、障がいのある子どもの早期発見・早期支援に努めるほか、専門支援・発達相談等に関する人材の確保・育成を図ります。

施策の目標

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>1 発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健康診査等（4カ月・1歳6カ月・3歳児健康診査、7カ月児健康相談）を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めます。 ○ 乳幼児発達健診を実施し、関係機関との連携等による早期支援の推進に努めます。 |
| <p>2 保護者支援の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 5歳児相談を実施し、発達上の問題について子どもに合わせた適切な対応が取れるよう、保護者を支援します。 ○ 根室市子ども発達支援事業を実施し、専門職による適切な支援・助言を行い、日常生活や福祉サービス利用などの支援につなげます。 |
| <p>3 各種助成・給付事業の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種医療給付事業（自立支援医療（育成医療）、重度心身障がい者医療費助成等）を実施し、保護者負担の軽減を図ります。 ○ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業等を実施し、保護者負担の軽減を図ります。 |
| <p>4 人材の確保・育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 心理士を始めとする専門職の確保に向けた取組を進めます。 ○ 発達支援に関する各種研修等を通じ、発達相談等に関する人材の育成を図ります。 |

3. 障がい児支援の充実と福祉・教育の連携

<現状と課題>

本市では、根室市児童デイサービスセンター『ひだまり』（未就学児を対象）、放課後児童デイサービス『くれよん』（就学児を対象）の2事業所が通所サービスを提供しているほか、発達や言葉の遅れが気になる子どもに対する専門支援を行う「根室市子ども発達支援事業」を実施しています。

療育^{*}を早期から始めることは、子どもの基本的な生活能力の向上と将来の社会参加の促進につながりますが、その実施にあたっては、福祉と教育の連携のもと、「乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援」を「身近な場所で提供」することが重要です。

このことから、地域の学校・幼稚園・保育園と特別支援学校、療育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育の充実を図り、障がいのある子どもの発達を支援する必要があります。

◆施策の方向性◆

乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、療育・教育体制の充実を図ります。

施策の目標

| | |
|---------------------------|--|
| <p>1 相談支援体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「根室市子ども発達支援事業」において、専門職による支援体制の充実に努めます。 ○ 相談支援事業所と連携し、通所サービス利用児童に対するモニタリングの質の向上に努めます。 ○ 北海道が実施する研修等への職員の積極的な参加に努めます。 |
| <p>2 特別支援教育の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級[*]において、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況や特性などに柔軟に対応し、適切な指導を行います。 ○ 研修等や講演会等を通じ、教職員の専門性と資質の向上に努めます。 ○ 「根室市教育支援委員会」において、児童生徒の状況や保護者の意向などを十分に考慮し、個々の特性に応じた適切な就学を図ります。 ○ インクルーシブ教育の実践を通じて、障がいの有無にかかわらず主体的に学べる環境づくりに取り組みます。 |
| <p>3 福祉教育の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市社会福祉協議会が行う「ジュニアボランティア講座」などを通じ、障がいや福祉に対する理解促進を図ります。 |

※療育：障がいのある子どもが社会的に自立できるように医療と教育をバランスよく提供すること

※特別支援学級：小中学校等に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために設置する学級

| | |
|------------|---|
| 4 福祉と教育の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージを見通した切れ目のない支援が行われるよう、個人情報保護に十分配慮したうえで、支援情報の円滑な引継ぎと共有を図ります。 ○ 子育てファイル「りんくす・ねむろ」の活用促進に努めます。 ○ 特別支援学校等の進路指導部門と連携し、卒業後の障害福祉サービス等の利用が円滑に進むよう、適切なアセスメントの実施やサービスの暫定支給に努めます。 |
|------------|---|

4. 医療的ケア児等への支援

＜現状と課題＞

本市では、令和5年12月に「根室市医療的ケア児等支援会議」を設置し、医療的ケア児等が抱える地域課題やその対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る体制を整えました。

また、これに先立ち、同年11月に「医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク」に加入しています。

医療的ケア児等は、遠隔地の受診、緊急時の受け入れ先の確保、通園・通学など、日常生活や社会生活上の多くの悩みを抱え、必要なサービスも多岐にわたることから、本人や家族の置かれている状況を踏まえ、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、総合的な支援を進めることが必要です。

◆ 施策の方向性 ◆

保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児者のライフステージに応じた日常生活・社会生活の支援を進めます。

施策の目標

| | |
|------------------|--|
| 1 医療的ケア児者支援体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市医療的ケア児等支援会議を定期的開催し、必要に応じ個別ケース会議を開催します。 ○ 令和4年度に市職員1名が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了しており、今後も支援体制強化のため、受講者の増に努めます。 ○ 「医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク」を通じ、国等に対し医療的ケア児等に対する支援の拡大を要望します。 |
| 2 日常生活・社会生活の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の制度を活用し、日常生活用具の給付や、遠隔地受診に係る通院交通費の助成等を行います。 ○ 福祉車両の購入や介護者が運転する自動車の改造費用の助成について検討を進めます。 ○ 医療的ケア児等の短期入所利用に向けた検討を進めます。 ○ 保育所、幼稚園、学校、障がい児通所事業所、短期入所事業所等において、医療的ケアが受けられる体制整備を進めます。 ○ 災害時における支援等について、要支援者の正確な把握や電頭の確保等の取組を進めます。 ○ 各種相談について、関係課が連携した対応を進めるための体制づくりに努めます。 |

5. 障がいの軽減、補完、治療等

＜現状と課題＞

障がいのある人に関する医療については、重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療（更生医療）により医療費の軽減を行っており、重度心身障がい者医療費助成では、令和5年8月より18歳以下の子どもに係る自己負担額の完全無償化を実施したところです。

また、障がいによって失われた身体機能を補完するため、補装具費や日常生活用具を給付しており、日常生活用具については必要に応じ給付品目の見直し等を行っています。

アンケート調査の結果からは、「希望する暮らしのために望む支援」として多くの回答者が「経済的負担の軽減」を挙げており、日常生活支援と併せた支援が求められています。

また、「障がいや福祉サービスの情報の入手方法」として「障がい者福祉施設」や「医療機関」等の回答が挙げられており、これらの場所で必要な情報が容易に得られるよう、制度の周知方法を工夫する必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の医療と福祉を支援するため、日常生活を送る上での不便の解消に努めるほか、医療費等の軽減措置をはじめとする制度の周知等に努めます。

施策の目標

| | |
|----------------|---|
| 1 各種助成・給付事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療）や、重度心身障がい者医療費助成などの各種医療給付事業を実施し、経済的負担の軽減を図ります。 ○ 判定機関や福祉用具業者と連携し、補装具や日常生活用具の適切な支給に努めます。 ○ 日常生活用具の給付品目・給付対象・基準額の拡大に努めます。 ○ 難病等の治療のため、市外の医療機関を受診する際の交通費等の一部を助成し、難病患者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 通院に係る交通費の軽減について、周辺自治体の状況も参考にしながら、引き続き検討を進めます。 |
| 2 情報提供の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市ホームページや社会福祉課窓口等において、各種制度に関する情報提供を随時行い、制度の有効活用を促進します。 ○ 障がい福祉サービス事業所や医療機関等と連携し、対象者が必要とする情報の提供に努めます。 |

6. 障害福祉サービスの提供体制と事業者支援

＜現状と課題＞

平成31年4月に一般社団法人いーくつが生活介護・短期入所事業所及び相談支援事業所を市内で開設し、現在、令和6年度以降のグループホーム2か所の開設に向け、準備が進められています。

また、社会福祉法人根室明郷会が運営する根室すずらん学園では、現在、新園舎の建設が進められているほか、将来的な相談支援事業（計画相談支援）の実施について検討されています。

市内においてサービスの質の向上・量の拡大が進みつつあるものの、アンケートの調査結果では、本市にサービス提供事業所がない「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「自立生活援助」などの利用希望が多く寄せられており、利用者のニーズに十分に答えられていない状況です。

また、サービスの質の向上や提供体制の拡大を図るためには、施設・設備の整備や人材の確保・育成等が欠かせません。

本市では、施設・設備整備等に対する支援として、社会福祉法人等に対する施設等整備費の補助を行っている一方で、人材の確保・育成等に対する支援が不十分であることが課題となっています。

◆ 施策の方向性 ◆

障害福祉サービスの質の向上・量の拡大に向け、施設等の整備及び人材確保に対する支援を進めます。

施策の目標

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>1 サービス提供体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市で提供が行われていないサービスの展開等について、サービス提供事業所と検討・協議を進め、提供サービスの拡大に努めます。 ○ 介護保険事業所へ共生型サービス活用の働きかけを行うなど、本市の障害福祉サービス提供体制の強化に向けた取組を進めます。 ○ 障害福祉サービス事業へ新たに参入する法人が円滑に事業指定を受けられるよう、助言・情報提供等を行います。 |
| <p>2 施設整備等に対する支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス事業に供する施設整備が必要な社会福祉法人及び民間法人に対し、施設整備費等の支援を行います。 |
| <p>3 人材確保等に向けた取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・保健分野での先行事業等を参考に、障がい福祉分野における人材確保施策を検討します。 |

7. 日常生活支援

<現状と課題>

本市では、障がいのある人のニーズに応じ、重度肢体不自由者ハイヤー乗車券の交付対象の拡大や、日常生活用具の給付品目の追加など、日常生活を支援するための様々な取組を行っているほか、既存の制度の対象とならない、いわゆる「制度の狭間」にある人への対応として、令和4年度から「生活支援特別給付事業」を創設し、身体障害者手帳（聴覚）のない難聴者に対する補聴器の購入費助成等を実施しています。

令和5年3月に訪問入浴サービス事業所が人材不足を理由にサービスの提供を終了したことに伴い、新たに事業を継承した事業所が同年4月よりサービス提供を開始しましたが、事業所側の事情により同年6月にサービスが提供終了となり、これ以降、再開の見通しが不透明な状況となっています。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の日常生活を支援するため、各種制度の利用促進と障がいのある人のニーズに対応した事業の実施に取り組むとともに、休止サービスの早期の正常化に努めます。

施策の目標

| | |
|--------------------|---|
| <p>1 在宅生活への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスにおいて、認定調査等を通じ、適切な支給量の決定に努めます。 ○ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと連携し、介護保険サービス等利用者に対する障害福祉サービス（主として居住系サービス）の横出し給付を円滑に進めます。 ○ 日中一時支援事業の実施により、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するほか、事業所数の増に向けた検討を進めます。 ○ 現在休止中の訪問入浴サービス事業について、早期再開に向けた取組を進めるとともに、サービス提供が再開されるまでの間、利用者の入浴の機会確保に努めます。 ○ 日常生活用具を給付し、日常生活の不便の解消を図るほか、給付品目・給付対象・基準額の拡大に努めます。 ○ 生活支援特別給付事業を実施し、既存の制度の対象とならない人への支援に努めます。 |
| <p>2 日中活動の場の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動支援センターを運営し、創作活動等を通じ利用者の日中活動を支援します。 ○ サービス提供事業所と連携し、障害者総合支援法に基づく介護給付（生活介護等）、訓練等給付（自立訓練等）の質の向上に努めます。 |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>3 生活の場の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業所と連携し、グループホームの確保に努めます。 ○ 入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、地域移行を円滑に図るための取組を進めます。 ○ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援の対象となる入所施設について、広域的な調整のもと、適切なサービスの提供に努めます。 ○ 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、地域生活への移行や親元から自立するための体験の場を提供します。 |
| <p>4 外出・移動の支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の肢体不自由のある人等にハイヤー乗車券を交付し、外出支援と社会参加を進めます。 ○ 障がいのある人の社会参加を進めるため、福祉車両の購入や介護者が運転する自動車の改造費用の助成について検討を進めます。 ○ 福祉施設・特別支援学校等への訪問・帰省に要する交通費等の一部を助成し、保護者負担の軽減を図ります。 |
| <p>5 難病患者等への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 難病等の治療のため、市外の医療機関を受診する際の交通費等の一部を助成し、難病患者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 小児慢性特定疾病児童への日常生活用具給付制度を実施し、対象児童の支援と保護者の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 北海道根室保健所や相談支援事業所等の関係機関と連携し、難病患者等に対する障害福祉サービスや日常生活用具、交通費等助成等の周知及び利用促進に努めます。 |
| <p>6 各種制度の活用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人や家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、各種料金の減免・割引制度などの周知を行い、有効活用を促進します。 ○ 特別障害者手当や障害児福祉手当などの、国の制度に基づく各種手当を給付します。 |
| <p>7 ニーズに応じた事業の創設・拡充</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人のニーズに応じた事業の創設に取り組みます。 ○ 本市の裁量で実施している事業について、周辺自治体の状況も参考にしながら制度の拡充に努めます。 |

第2 相談支援体制の充実と情報提供

1. 相談支援体制の充実

<現状と課題>

平成31年4月に相談支援事業所が市内に開設され、障害福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画書の作成、対象者の抱える課題の解決やケアマネジメント等が市内でも行えるようになったほか、市内社会福祉法人において、新たな相談支援事業所の開設に向けた検討が進められているところです。

また、本市では言語聴覚士による「ことばの相談」を令和3年11月から開始し、さらに、令和4年度からは医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、医療的ケア児等及びその家族からの相談に応じるなど、専門的な相談体制の確保に向けた取組を進めています。

一方で、アンケートの調査結果から、「気軽に相談できる場や人がいない」、「専門的な相談窓口の不足」等の回答を多く受けているほか、精神に障がいのある人の多くが「相談支援事業」の利用を希望している実態があることから、引き続き日常生活に関わる様々なことを気軽に相談できる体制づくりや、専門的な相談等への対応に向けた取組を進める必要があります。

◆施策の方向性◆

日常生活に関わる様々なことを気軽に相談できる体制づくりや、専門的な相談等への対応、精神に障がいのある人の相談体制づくりを進めます。

施策の目標

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>1 相談支援体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課窓口において必要な情報の提供、助言等を行うなど、各種相談の円滑な実施に努めます。 ○ 障がい者相談員や民生委員児童委員など、地域の身近な相談者等の活用について、市広報、市ホームページ等で広く周知を図ります。 ○ 障がい福祉に関する様々な相談に応じるため、基本相談支援[※]の委託事業化に向けた検討を進めます。 ○ 北海道が実施する研修等への職員の積極的な参加に努めます。 |
| <p>2 精神に障がいのある人の相談体制づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係機関との連携・協議の場を設置し、精神に障がいがある人の退院支援及び地域生活への移行に向けた体制整備を図ります。 ○ 精神に障がいのある人が利用できる「一般相談支援」及び「地域移行支援」の利用増に向けた検討を進めます。 |
| <p>3 基幹相談支援センターとの連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。 |

※基本相談支援：障がい福祉に関する様々な相談に応じ、障がいを持つ方やそのご家族からの相談内容に対して、必要な情報提供や助言を行うこと。

2. 情報提供のあり方

<現状と課題>

本市では、各種制度の内容を市ホームページに掲載することとあわせ、各種福祉サービスの一覧を作成し、各種手帳等の交付時に配布しているほか、市内のボランティアグループが作成した「広報ねむろ」の音訳CDを、視覚障がいのある人に毎月配布しています。

また、日常生活上の意思疎通を支援し、適切な情報保障を実施するため、聴覚に障がいのある人からの申込を受け、登録手話通訳者の派遣を行っています。

アンケート調査の結果では「情報が手に入らない・探せない」との声が多くあり、近年の情報の発信・受け取りがSNS※主体となっていることを踏まえ、本市においても、根室市公式LINE及び公式Facebookを活用し、福祉情報を積極的に発信することが必要です。

◆施策の方向性◆

福祉情報の積極的な発信と、障がいの種別や特性に応じた情報提供に努めます。

施策の目標

| | |
|----------------------------|---|
| <p>1 周知・広報の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課窓口や市ホームページにおいて、各種福祉サービスの情報等を分かりやすく提供します。 ○ 根室市公式LINE及び公式Facebookを活用した、福祉情報の積極的な発信に努めます。 |
| <p>2 障がいの種別や特性に応じた情報提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「広報ねむろ」音訳CDの作成・配布や、市ホームページの音声読み上げ機能により、視覚障がいのある人への情報提供を進めます。 ○ 登録手話通訳者の派遣により、聴覚障がいのある人の意思疎通支援を図ります。 ○ 各種福祉サービスの一覧等について「分かりやすい版」を作成・配布するなど、障がいの種別や特性に応じた情報提供に努めます。 |

※SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上のコミュニティサイトを指す。

第3 就労支援と社会参加の促進

1. 就労支援

<現状と課題>

障がいのある人が仕事を持ち、社会の一員として社会活動に参加し、そこに生きがいを見出すことは、障がいのある人にとっても社会にとっても大切なことであり、障害者総合支援法においても、障がいのある人の「就労支援」は大きな柱に位置づけられています。

本市では、平成29年度から実施の障がい者就業相談や職場実習支援事業を実施していますが、職場実習を終えてから一般就労に至るケースが近年ない状況が続いています。

また、障がいのある人の一般就労を進めるためには、企業や事業所に対し、障がい者雇用への理解を深める機会を提供することも必要ですが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、実施に至っていないところです。

◆施策の方向性◆

就労関係機関と連携し、各種制度の活用を促進するとともに、企業等の理解を得ながら、障がいのある人の就労機会の確保に向けた取組を進めます。

施策の目標

| | |
|---------------------|--|
| <p>1 一般就労の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者就業相談を実施し、一般就労を希望する障がいのある人の支援を進めます。 ○ 職場実習支援事業を実施し、就労訓練の場の確保に努めます。 ○ 根室公共職業安定所やくしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター「ぷれん」などの関係機関と連携し、企業や事業所などの理解と協力を得ながら、実習先の確保に努めます。 ○ 市内の企業や事業所を対象とした、障がい者雇用に関する説明会・相談会等の開催に向け、関係機関と協議を進めます。 ○ 特別支援学校等の進路指導部門や就労系のサービス提供事業所と連携し、訓練等給付（就労移行支援、就労定着支援等）の利用促進に努めます。 |
| <p>2 福祉的就労の場の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市で提供が行われていない就労系サービスの展開等について、サービス提供事業所と検討・協議を進めます。 ○ 特別支援学校等の進路指導部門や就労系のサービス提供事業所と連携し、アセスメントの実施等を通じて、学校卒業後に就労系の障害福祉サービスの利用が円滑に進むよう支援します。 ○ 就労支援事業所等における受注機会の確保・拡充に努めます。 |

2. 社会参加の促進

<現状と課題>

新型コロナウイルス感染症の流行は市民生活に大きな影響を与え、これまで実施していた障がい福祉関係の行事・イベント、会合等も、軒並み中止を余儀なくされてきたところです。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「2類相当」から「5類」へ移行したことにより、これらの活動も以前の状況に戻りつつあり、障がいのある人が、コロナ禍前のようにスポーツ・文化活動、生涯学習、地域の様々な活動などに主体的に参加できるよう、引き続き外出支援や意思疎通支援などの充実を図る必要があります。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の社会参加を進めるため、外出支援や意思疎通支援などの充実を図るほか、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施します。

施策の目標

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>1 外出支援・意思疎通支援の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の肢体不自由のある人等にハイヤー乗車券を交付し、外出支援と社会参加を進めます。 ○ 障がいのある人の社会参加を進めるため、福祉車両の購入や介護者が運転する自動車の改造費用の助成について検討を進めます。 ○ 自動車運転免許取得に要する経費及び自らが所有する自動車の改造経費を助成し、社会参加の促進につなげます。 ○ 各種講演会、イベント等において手話通訳者を配置するなど、社会活動における意思疎通支援の確保に努めます。 |
| <p>2 スポーツ・文化活動等の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉団体スポーツ交流会の運営に参画し、障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう支援します。 ○ 障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。 ○ 精神障がい者社会参加促進事業（合同レクリエーション）を実施し、精神に障がいのある人の文化活動を支援します。 ○ 文化・芸術活動の振興に向けて、障がいのある人が気軽に参加しやすい活動内容や発表の場の充実に努めます。 |
| <p>3 障がい者団体や家族会等に対する支援の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各障がい者団体への補助事業を通じ、団体の自主的な活動を支援します。 |

第4 地域で支える基盤づくり

1. 権利擁護と障がいに対する理解促進

＜現状と課題＞

アンケート調査では、全体の約6割が「障がい者（児）に対する差別・偏見がある」と答えており、「障がい者（児）への理解が10年前に比べて深まっているか」という問いに対しては、「はい」と答えた人の割合は2割にも満たない結果となりました。

また、成年後見制度の認知度は全体の半数以上で認知されているものの、ヘルプマークや虐待を発見した市民の通報義務の認知度は半数以下となっています。

社会には、障がいのある人に対する理解の不足・誤解など、これらを要因とする差別や虐待などが依然として存在しており、障がいのある人の権利を擁護し、障がいに対する理解促進を図るためには、市民への啓発や各種制度の周知をこれまで以上に進める必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がい者差別の解消や虐待防止に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るため、各種普及啓発を進めます。

施策の目標

| | |
|------------------------------|---|
| <p>1 障がいや障がいのある人に対する理解促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての普及啓発を進めます。 ○ ヘルプマーク・ヘルプカードを周囲の手助けが必要な人へ配布し、必要な支援につなげるほか、市民に理解を促します。 ○ 障がい福祉に関する国等の強調月間（週間）に合わせ、広報・啓発を行い、市民の障がいに対する理解を促します。 ○ 手話言語講習会を開催し、聴覚障がいのある人の日常生活を支援する人材を育成します。 ○ 難聴者・中途失聴者向けの手話講習会を開催し、手話の普及と活用を進めます。 ○ 手話言語出前講座を開催し、多くの市民に聴覚障がいについての理解を求めます。 ○ アンケート調査項目「地域の人たちの障がいに対する理解を進めるために必要なこと」に対する自由回答の内容を踏まえ、根室市まちづくり出前講座における講座メニューの見直し及び追加に取り組みます。 |
| <p>2 障がい者虐待の防止と普及啓発</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課に「障がい者虐待防止センター」を設置し、相談、通報、届出の窓口として虐待の早期発見に努めます。 ○ 「障がい者虐待防止センター」の積極的な広報・PRに努めます。 |

| | |
|----------------------|--|
| <p>3 障がい者差別解消の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人やその家族から、差別に関する相談に応じるとともに、合理的配慮の市民周知に努めます。 ○ 庁内における合理的配慮の提供に向けた取組を推進するため、職員対応要領の作成や職員研修の実施に努めます。 ○ 事業者による合理的配慮の提供について、事業者からの各種相談に応じます。 |
| <p>4 権利擁護の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の普及に努めるとともに、親族等がいない方については、成年後見制度利用支援事業の活用を促進します。 ○ 根室市社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進を図ります。 |
| <p>5 福祉教育の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市社会福祉協議会が行う「ジュニアボランティア講座」などを通じ、障がいや福祉に対する理解促進を図ります。 |

2. 地域における支援体制づくり

＜現状と課題＞

アンケート調査では、全体で約2割の人が「ご近所付き合いがほとんどない」と回答しており、知的・精神障がいのある人の場合では、その割合が約3割から4割近くまで上昇しています。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らすことについて、特に問題ないと考えている人は全体の約3割ほどですが、知的障がいのある人については2割を下回る結果となりました。

障がいのある人が周囲から孤立することなく、住み慣れた地域で暮らせるよう、市役所、根室市社会福祉協議会、民生委員児童委員、障がい者団体、民間福祉事業者や地域住民等が連携しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支援する必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の暮らしを地域全体で支えるため、関係機関と連携し、地域福祉活動の推進を図るとともに、ボランティア団体の活動を支援します。

施策の目標

| | |
|----------------------|---|
| <p>1 地域福祉活動の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員児童委員への研修を通じ、障がいのある人への理解を深め、日常生活における相談支援体制の推進を図ります。 ○ アンケート調査項目「地域の人たちの障がいに対する理解を進めるために必要なこと」に対する自由回答の内容を踏まえ、根室市まちづくり出前講座における講座メニューの見直し及び追加に取り組みます。 |
| <p>2 ボランティア活動の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市地域福祉事業推進補助事業を実施し、ボランティア活動を行う団体を支援します。 |

第5 安心して暮らせる生活環境づくり

1. 住環境の整備等

<現状と課題>

障がいのある人の状況に配慮した、バリアフリーを意識したまちづくりを進めるためには、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレ等などの整備が必要です。

本市では、公営住宅の建設等にあたり、住宅内外の段差の解消及びスロープ化や手すりの設置など、障がいのある人に配慮した整備に努めており、個人住宅については、障がいの程度に応じて、手すりの増設などの住宅改修費の一部を助成するなど、障がいのある人の住環境に対する支援を行っています。

このほか、在宅生活が困難な障がいのある人が過ごす障がい者支援施設、グループホームについて、新たに整備が必要となる場合は、建設費補助の支援を行っています。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の状況に配慮し、住宅改修等への支援や住宅・グループホームの供給を進めるとともに、ユニバーサルデザイン[※]の視点に立った住環境と、バリアフリー化の普及に努めます。

施策の目標

| | |
|-----------------|--|
| 1 住宅改修に要する費用の助成 | ○ 在宅生活を送る障がいのある人などを対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など、バリアフリー改修・改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある人が安心して快適に暮らせる住居の整備を推進します。 |
| 2 公営住宅の整備 | ○ 公営住宅の建て替えに際し、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を進めます。 |
| 3 障がい者支援施設の整備 | ○ 障がい者支援施設と連携し、入所者の住環境の整備に努めます。 |
| 4 グループホームの整備 | ○ サービス提供事業所と連携し、グループホームの整備促進に努めます。 |
| 5 バリアフリー化の推進 | ○ 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレ等の整備などを進めるとともに、民間施設等への協力を働きかけます。 |

※ユニバーサルデザイン:障がいの有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

2. 災害時における避難支援対策

<現状と課題>

本市では、令和2年11月からストーマ装具保管事業を、また、令和3年2月からは聴覚に障がいのある方の世帯等を対象に、文字表示機能付き戸別受信機の無償貸与を開始するなど、災害発生時における障がいのある人の安心・安全の確保を図るため、障がいの種別に応じた取組を進めているところです。

また、社会福祉法人根室明郷会では、現在「根室すずらん学園」新園舎を建設中ですが、供用開始後は福祉避難所としての活用を法人側で検討していることから、今後、福祉避難所指定に向けた具体的な協議を行う予定です。

一方で、避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の作成等については作業が遅れている状況です。

アンケート調査の結果では、災害時に困ることについて「避難所の設備・生活環境が不安」「安全なところまで迅速に避難できない」等の回答を多く受けており、自ら避難することが困難な障がいのある人が円滑かつ迅速に避難できるよう、各種の対策を講じる必要があります。

◆施策の方向性◆

「根室市地域防災計画」等に基づき、町内会や自主防災組織との連携を強化しながら、災害時における円滑な避難支援体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の充実を図ります。

施策の目標

| | |
|----------------------------|---|
| <p>1 地域における避難支援等の体制づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難訓練や防災講座を実施し、防災に関する日頃からの準備や避難方法などについて周知・啓発を進めます。 ○ 個人情報の保護に十分配慮したうえで、避難行動要支援者に関する情報を関係機関と共有し、避難行動支援に係る地域防災力の向上を図ります ○ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新を図るほか、個別避難計画未作成者の計画作成を進めます。 ○ ストーマ装具保管事業を実施し、災害発生時における安心・安全の確保を図ります。 |
| <p>2 福祉避難所の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者支援施設における福祉避難所の新規指定に向け、運営法人と具体的な協議を進めます。 ○ 根室市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、福祉避難所である根室市福祉交流館の計画的な整備を進めます。 ○ 福祉避難所における備蓄品の定期的な更新に努めます。 |
| <p>3 災害時の情報伝達</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災情報等の提供を促進するため、行政メール配信サービス「ねむるメール」の登録普及に努めます。 ○ 文字表示機能付き戸別受信機の無償貸与により、聴覚に障がいのある方への情報伝達を支援します。 |

第4章 計画の推進等

第1 計画推進にあたって

本計画の推進にあたっては、国や北海道の各種施策と整合性を図るとともに、障害者総合支援法に基づく「根室市障がい福祉計画」並びに「根室市障がい児福祉計画」を本計画の実施計画的な位置づけとしていることから、相互に調和を保ちながら計画の推進を図ります。

第2 計画の推進管理

国及び北海道との連携のもとに、着実な推進を図るため、障がい者施策の立案推進にあたっては、障がいのある人やその家族の参画を基本とし、広く関係者などとの対話を重視しながら円滑な施策の推進を図ります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を実施することとし、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされていることから、本計画においてもこの考え方を基本とし、内容について大きな変更等が生じる場合においては、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、進捗管理や評価（PDCA）などについては「根室市地域自立支援協議会」での協議などにより行うこととします。